

令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度について

日頃から、当共済組合の事業にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和6年6月12日付の子ども・子育て支援法の一部改正により、下記のとおり令和8年4月から医療保険の被保険者は「子ども・子育て支援掛金」を負担することとなり、公立学校共済組合を含む医療保険者が徴収して国に対して納付することになります。

つきましては、貴所属の組合員(休業中の方を含む)に対する周知方よろしくお願ひいたします。

記

子ども・子育て支援掛金について

- (1) 短期・介護(医療給付等)の掛金(保険料)とあわせて徴収します。
- (2) 年齢や被扶養者の有無に関係なく、全組合員が徴収の対象です。
- (3) 75歳以上の組合員は、後期高齢者医療制度において子ども・子育て支援掛金を徴収することとなるため、公立学校共済組合からの徴収はありません。
- (4) 産前産後休業及び育児休業による掛金免除期間は、子ども・子育て支援掛金も免除されます。
- (5) 子ども・子育て支援金にかかる掛金は、「標準報酬月額(短期)×掛金率^{※1}」です。
また、期末勤勉手当にかかる掛金は、「標準期末手当等額(短期)×掛金率^{※1}」です。

※1 令和8年度の子ども・子育て支援金制度にかかる掛金率は、1.2%(千分率)となる見込みですが、参考値のため今後変更となる可能性があります。

確定値については、公立学校共済組合大阪支部ホームページに掲載している「教職員のための共済のしおり」の令和8年度改訂版に掲載予定です。また大阪支部広報誌の「共済おおさか」でもお知らせします。

※2 一部給与支給機関においては、令和8年1月分の給与支給明細等から子ども・子育て支援掛金についての項目(「共済掛金(子育て)」等)が表示されている場合があります。

子ども・子育て支援金制度とは

社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

(参考)

こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkin>

【問い合わせ先】

〒540-8571 大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館3階
公立学校共済組合大阪支部経理担当
TEL(府庁代表) 06-6941-0351 内線3482
(経理担当直通) 06-6941-2857
FAX 06-6941-3672
ホームページ <https://www.kouritu.or.jp/osaka/>